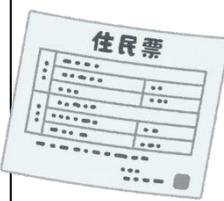


<p>自分のこと 08-01</p>	<p>自分がどのように生まれ育ったのかわかりません。 どうすれば自分の生まれや育ちがわかるのですか。</p>
<p>自分の名前は  なづけおや 名付親の思い  (普通は両親)</p>	<p>ぼくは ○○田○○雄です わたしは ○川○○美です</p> <p>なづけおや 名付親はどんな思いで名前をつけたのでしょうか</p>  <ol style="list-style-type: none"> <li>名付親が生活するうえで大事にしていること。 たとえば 誠実 勤勉 愛 温かい 平和の文字を入れた名前 誠一 勉 愛梨 温子 和夫</li> <li>あなたの将来を思っ たとえば 未来 希望 豊かさ 輝きの文字を入れた名前 未来 望 豊和 優輝</li> </ol>
<p>自分のことを 知りたい</p>	<p>自分の名前が愛情をもって命名されたことはわかりました。 親や施設の先生から聞く機会はありませんでしたが、親のこと、祖父母のこと兄弟のこと、生まれたところなど自分について知りたいことがいっぱいあります。</p>
<p>何を見たら いいの</p>	<p>あなたのこと (いつ生まれた・誰から生まれた・どこで生まれた・誰が出生届を出したのか等) がしっかりと記録されているのが戸籍です。戸籍は身分登録制度で日本国民の身分関係「出生・婚姻・死亡」等を時系列に正確に登録したものです。自分で内容を確認するのもいいですね。</p>
<p>「戸籍」とは</p> 	<p>日本国民の家族的関係を明確にするために、夫婦と未婚の子を一つのグループとして氏名・生年月日・その続柄を記載して公に証明する文書です。</p> <p>本籍地 戸籍が管理されている場所のこと 筆頭者 戸籍の最初に記載されている人のこと 夫婦の戸籍では結婚したときに苗字が変わらなかった人</p> <p>戸籍全部事項証明書 戸籍に含まれる「全員分」を写したもの 戸籍個人事項証明書 戸籍に含まれる「一人分」を写したものと</p> <p>取寄せ先 本籍地がある市町村の住民課 必要な時 パスポートを作るとき 相続をするとき</p>
<p>「住民票」とは</p> 	<p>その市町村に住む人の氏名や生年月日、住所などの情報を個人ごとに公にまとめた帳簿で、その市町村に住んでいることを証明するものです(「居住関係の公証」)。個人ごとに作成されたものが世帯ごとにまとめられています。</p> <p>世帯 住所及び生計をいっしょにする集団(一般的には家族)のこと 世帯主 世帯の中心となる人のこと 取寄せ先 住んでいる市町村の住民課 必要な時 車の免許を取るとき 就職のとき アパート賃貸契約を結ぶとき</p>

ぜんぶじこうしょうめい  
(戸籍全部事項証明) 見本

ほん せき 本 籍 ひつとうしや 筆頭者	愛知県名古屋市中区福江二丁目3-3 へいせい あきほ 平成 秋穂
戸籍事項 転籍	【転籍日】平成20年5月23日 【従前戸籍】東京都港区麻布十番
戸籍に記録されている者	【名】 秋穂 【生年月日】昭和49年5月5日 【配偶者区分】 夫 【父】 平成 夏雄 【母】 平成 冬子 【続柄】 二男
身分事項 出生	【出生日】昭和49年5月5日 【出生地】北海道札幌市中央区 【届出日】昭和49年6月10日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】平成10年10月10日 【配偶者氏名】江戸 愛子 【送付を受けた日】平成10年10月10日 【受理者】東京都港区長 【従前戸籍】北海道札幌市中央区 平成夏雄
戸籍に記録されている者	【名】 愛子 【生年月日】昭和55年2月2日 【配偶者区分】 妻 【父】 江戸 幸太郎 【母】 江戸 はな 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】昭和55年2月2日 【出生地】鹿児島県鹿児島市 【届出日】昭和55年2月10日 【届出人】 父 【送付を受けた日】昭和55年2月10日
婚姻	【婚姻日】平成10年10月10日 【配偶者氏名】平成 秋穂 【送付を受けた日】平成10年10月10日 【受理者】東京都港区長 【従前戸籍】鹿児島県鹿児島市

戸籍に記録されている者	<p><b>【名】</b> <small>よしお</small> <b>良夫</b> <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">あなたです</span></p> <p><b>【生年月日】</b> 平成15年2月2日 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">あなたの誕生日です</span></p> <p><b>【父】</b> 平成 秋穂</p> <p><b>【母】</b> 平成 愛子</p> <p><b>【続柄】</b> 長男</p>
身分事項 出生	<p><b>【出生日】</b> 平成15年2月2日 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">あなたが生まれた病院の所在地です</span></p> <p><b>【出生地】</b> 東京都港区</p> <p><b>【届出日】</b> 平成15年2月2日</p> <p><b>【届出人】</b> 父 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">おとうさんがあなたの誕生を届けています</span></p> <p><b>【送付を受けた日】</b> 平成15年2月10日</p>

こせき 戸籍にそれぞれの しゅっしょう 出生・けっこん 結婚・てんせき 転籍・しほうとう 死亡等の身分事項が記載されています  
おじいちゃん、おばあちゃんの名前も記載されています。

## 戸籍からわかること

- へいせいあきほ 平成秋穂(父)さんは北海道札幌市内の病院で昭和49年に出生しました。  
おじいさんの名前は夏雄さん おばあさんの名前は冬子さん。
- えどあいこ 江戸愛子(母)さんは鹿児島県鹿児島市内の病院で昭和55年に出生しました  
おじいさんの名前は幸太郎さん おばあさんの名前はとめさん
- 平成秋穂さんと江戸愛子さんは東京で生活していた平成10年に結婚しました。
- 二人の間に良夫君(あなた)が長男として平成15年に誕生しました。  
あなたは東京の港区内の病院で生まれています。
- 平成20年におとうさんが会社の転勤で名古屋に来たので  
ほんせきち 本籍地を 東京都港区麻布十番から名古屋市昭和区に移しました  
(現在の本籍地は名古屋市昭和区福江二丁目3-3)
- 戸籍の筆頭者(代表者)は平成秋穂さんです
- この戸籍には秋穂父さん 愛子母さん 良夫君の3人の生まれてからの出来事が  
すべて記録されています。



## 本籍地がわからない場合

あなたが住んでいる市町村の窓口で住民票を取ります。その際、「本籍地」「筆頭者名」欄に印を入れるとすると「本籍地」が記載された住民票を手にすることができます。  
パスポートを作るときや、結婚のときに必要なので、一度取寄せてみるのもいいですね。

# 住民票

# 見本

住所	愛知県名古屋市昭和区福江二丁目3-3 福江荘204				
世帯主	平成 秋穂		世帯主とは代表者の意味です		
1	氏名	平成 秋穂		個人番号	マイナンバー
		生年月日	昭和49年5月5日	性別	男
	続柄	世帯主		住民になった年月日	平成20年5月23日
	前住所	東京都港区麻布十番 平成20年5月23日転居届出			
	本籍	名古屋市昭和区福江二丁目3-3		筆頭者	平成 秋穂
	備考				
2	氏名	平成 愛子		個人番号	マイナンバー
		生年月日	昭和55年2月2日	性別	女
	続柄	妻		住民になった日	平成20年5月23日
	前住所	東京都港区麻布十番 平成20年5月23日転居届出			
	備考				
	氏名	平成 良夫		個人番号	マイナンバー
		生年月日	平成15年2月2日	性別	男
	続柄	長男		住民になった日	平成20年5月23日
	前住所	東京都港区麻布十番 平成20年5月23日転居届出			

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します 名古屋市昭和区長

じゅうみんひょう

きょじゅう

しょうめい

## 住民票は住民（あなた）の居住の記録を証明します

### 1 住民票からわかること

- 1) 名古屋市昭和区福江のアパート（会社の社宅）に親子3人が住んでいます。
- 2) 平成20年5月23日に親子3人が東京から名古屋に引っ越してきました。
- 3) 世帯主（代表者）は平成秋穂さんです。
- 4) 世帯主と一緒に住んでいるのは妻の愛子さんと長男の良夫（あなた）です。
- 5) 申し出があれば、住民票に個人番号（マイナンバー）と本籍地も載せてくれます。

### 2 あなたがDV等の被害者で加害者からの住民票の閲覧・取寄等を拒否したいとき

#### 「DV等支援措置」の申し出

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為、親からの虐待などを受け

ていて加害者から身を隠したいあなた。

でも、住民票からあなたの住んでいる場所がわかってしまいます。

そんな時は住んでいる市町村の窓口で申し込んで加害者（暴力をふるう人・ストーカーをする人・虐待をする人）があなたの住民票や戸籍を見たり、取寄せたりすることを拒否（制限）することができます。

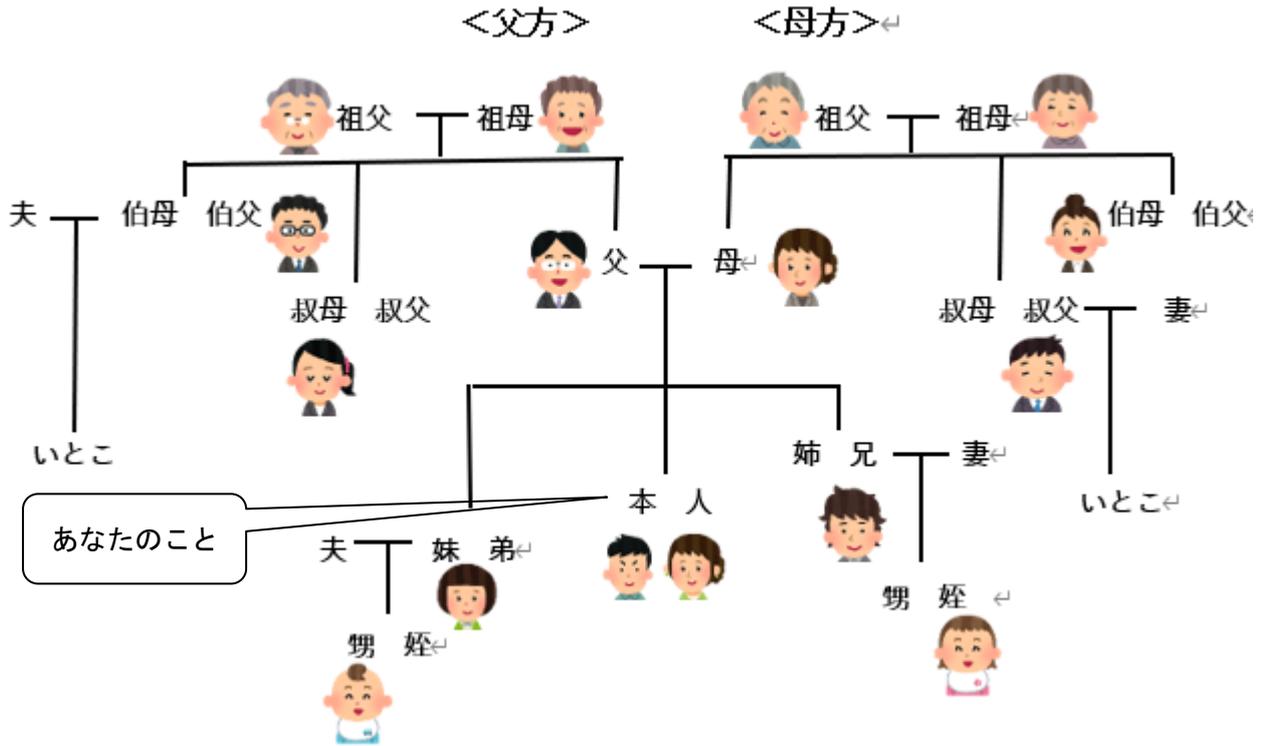
そのことを「DV等支援措置」と言い、それをするとう安心して生活できます。

心配な人は住民票がある市町村に相談してください。



自分のこと  
08-02

しんせき  
親戚がたくさんいます。どの人を何と呼んでよいかわかりません。  
ぞくがら  
続柄を教えてください



そふ そぼ  
祖父・祖母

あなたのお父さんやお母さんの親のことです

おじ おじ  
伯父・叔父

あなたのお父さんやお母さんの男のきょうだいです  
お父さんやお母さんより年上の同胞を伯父 年下が叔父

おば おば  
伯母・叔母

あなたのお父さんやお母さんの女のきょうだいです  
お父さんやお母さんより年上のきょうだいを伯母 年下が叔母。

いとこ  
従兄弟  
いとこ  
従姉妹

あなたのお父さんやお母さんのきょうだいの子ども（男）です  
あなたのお父さんやお母さんのきょうだいの子ども（女）です

おい  
甥  
めい  
姪

あなたのきょうだいの子ども（男）です  
あなたのきょうだいの子ども（女）です

<p>自分のこと 08-03</p>	<p>親権とか親権者とかよく聞きますがどんなことですか。 私とどんな関係があるのですか。</p>
<p>「民法」と「親権」</p>   	<p>1 「民法」には 「民法」は簡単に言えば、私たち国民の間のルールを決めた法律です。たとえば、商売のルール、財産のルール、<b>親子のルール</b> などがあります。</p> <p>2 「親権」とは その「民法」の第四編第四章に親子の法的ルールである「親権」のことが書かれています。 「親権」とは、子が成人（18歳）になるまで、<b>子の利益のために子を監督・保護・教育し、またその財産を監督する父母の権利・義務</b>です。</p> <p>3 「親権者」 成人に達しない子（18歳未満）は、父母の親権に服します。</p> <p>4 「親権」の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <b>監護と教育の権利義務</b> 子の利益のために監護と教育をする権利を有し、義務を負います。</li> <li>2) <b>子の人格の尊重等</b> 子の人格を尊重するとともに、その年齢や発達の程度に配慮しなければならず、体罰など子の心身の発達に有害な言動をしてはなりません。</li> <li>3) <b>居所の指定</b> 子は親権者が指定した場所で住まなければなりません。</li> <li>4) <b>職業の許可</b> 子は親権を行う者の許可がなければ、職業につくことができません。</li> <li>5) <b>子の財産の管理</b> 親権を行う者は、子の財産を管理し、財産に関する法律行為について子を代表します。</li> </ol> <p>5 <b>未成年後見人</b> 親権者の死亡や・<b>行方不明</b>などにより親権者が不在になった場合は未成年者が十分保護されない状態になります。このような場合に、親権者に代わり未成年者の保護をする人を<b>未成年後見人</b>といます。 未成年者本人や親族が<b>家庭裁判所</b>に<b>未成年後見人選任の申し立て</b>をおこないます。 選任された人は未成年者が成人に達するまで親権者に代わって保護する役割をもちます。</p>

<p>自分のこと 08-04</p>	<p>友人と海外旅行にいきます。「パスポート」を作らなければなりません。どうしたらいいでしょうか。</p>
<p>申請に必要な書類一覧</p>	<p>1 <b>パスポート（旅券）とは</b>  <small>とこう こくせき みぶん とこうさき せいふ いらい</small>          国外に渡航する者に国籍や身分を証明し、渡航先の政府に保護を依頼する公文書のことです。少し難しいですが、これがないと海外には行けません。</p>
<p>書類提出先</p>	<p>1) <b>一般旅券発給申請書</b>（10年用・5年用）未成年者は5年用のみ。          ●市町村・区役所の窓口にあります          ●外務省「パスポート申請書」をダウンロードして記載するのもOKです          2) <b>戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書</b>（発行から6か月以内のもの）          3) <b>パスポート用の写真</b>（6ヶ月以内に撮影したもの）          4) <b>本人確認書類</b>（原本）  <small>ほんにんかくにんしよるい</small>          運転免許証・マイナンバーカード等写真がついたもの。</p>
<p>受取方法</p>	<p>2 <b>愛知県内に住んでいる場合</b>  <small>あいちけんりよけん</small>  <b>愛知県旅券センター</b>          中村区名駅1丁目1-4 JRセントラルタワーズ15階 052-563-0236          申請者本人が書類を持参します。          日曜日は申請ができませんので、都合がつかなければ旅行会社などに代理申請をしてもらいましょう。</p>
<p>受取場所</p>	<p>3 <b>申請者本人でないと受け取れません</b>（代理ができません）          1) 申請時に受け取った「<b>受領証（引換書）</b>」に記載されている受取り予定日が来たらできるだけ早く受け取りに行きます。          2) 手数料 10年用 16,000円          5年用 11,000円</p>
<p>受取場所</p>	<p>4 <b>愛知県旅券センター</b>          提出先と同じ場所</p>
<p>戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書の取寄せ方</p>	<p><b>あなたの本籍地のある市町村に交付申請します</b>  <small>こうふしんせい</small>          1) <b>窓口での申請</b>（15歳以上ならできます）          本人確認書類 マイナンバーカード・運転免許証等写真で確認できるものを持参します          2) <b>郵便での申請</b>（15歳以上ならできます）  <small>ゆうびん しんせい</small>          （戸籍に関する証明および住民票に関する証明は郵便請求ができます）  <b>申請方法</b>          生活の知恵本 自分のこと08-06の「郵便で取り寄せる方法」を参考にしてください。</p>



## パスポートビザの違い

## 海外旅行する時の注意



- **パスポート** (旅券) <sup>りょけん</sup> 日本政府があなたを日本国民であることを証明するもの
- **ビザ** (査証) <sup>しょうだく</sup> 入国する政府があなたの入国を承諾した書類です。外国に行くときには、東京にある大使館等で事前に申請します。

最近では格安で海外旅行ができますので海外旅行がとても身近になりました。若い人からお年寄りまで様々な人が海外にでかけています。

しかし、いくつかの注意することがあります。

### 1 旅行保険 <sup>りょこうほけん</sup>

海外で病気やけがになった場合を考えて、必ず旅行保険に入ります。

### 2 お金・クレジットカード

海外でのお金の管理はとても大事です。クレジットカードを使えますが、**海外旅行用プリペイドカード**が便利です。

使い過ぎることはなく、紛失しても安心です。

### 3 飲酒・喫煙 <sup>いんしゅ きつえん</sup>

飲酒・喫煙の許可は旅行先の国の法律で決められます。20歳未満でも許可されている国もありますが、旅行先の飲酒・喫煙は避けてください。

### 4 準備

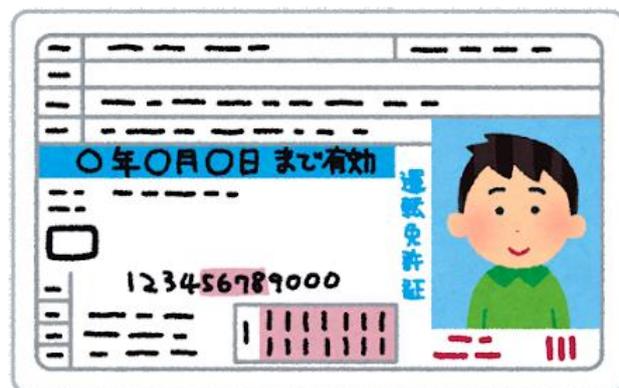
海外旅行は用意する書類がたくさんあり準備が大変です。

必ず、提出期日を確認し渡航<sup>とこう</sup>までにしっかり必要書類をそろえてください。

海外旅行を楽しんでください くれぐれも盗難・紛失にご注意  
とくに、パスポートをなくすと、とんでもないことになります。



<p>自分のこと 08-05</p>	<p>役所に住民票を取りに行くと、本人であることがわかる書類（本人確認書）を見せて下さいといわれました。</p>	
<p>すること</p>	<p>相手</p>	<p>その内容</p>
<p>本人確認書 が必要です</p> <p>本人確認書類 の例です</p> <p>こんな時にも 提示が必要</p>	<p>市町村 窓口</p>	<p>あなたに成りすました人が不正に、住民票の写しや戸籍謄本を請求することを防止するために、書類を申請する時は必ずあなたであることを確認する書類が必要になります。</p> <p><b>1 1点で確認できるもの（顔写真つき）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) マイナンバーカード</li> <li>2) 運転免許証</li> <li>3) パスポート</li> <li>4) 在留カード</li> <li>5) 国や地方自治体が発行した免許証や資格証明書</li> </ol> <p><b>2 2点で確認できるもの</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 健康保険者証</li> <li>2) 介護保険者証</li> <li>3) 年金手帳</li> <li>4) 社員証（顔写真つき）</li> <li>5) その他 名前や生年月日が確認できるもの</li> </ol> <p><b>本人確認書類を見せます</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 銀行窓口で預金を引き出すとき</li> <li>2) 中古品をお店に売るとき</li> <li>3) 遺失物が発見された場合に受け取るとき</li> <li>4) 警察官に職務質問されたとき</li> <li>5) たばこやアルコール飲料を購入するとき</li> <li>6) ポイントカードの入会手続きのとき</li> <li>7) 年齢を確認するとき</li> </ol>



<p>自分のこと 08-06</p>	<p><small>こせき</small> 戸籍の写しが必要ですが、仕事を休めません。 窓口に行かなくても取り寄せる方法はありませんか。</p>	
<p>すること</p>	<p>相手</p>	<p>その内容</p>
<p><small>ゆうびん</small> 郵便による 取り寄せ</p> 	<p>市町村 窓口</p>	<p><b>1 役所の窓口受付は平日の9時から17時が普通です</b> 仕事が忙しくて休みが取れない時は、郵便で必要な書類を取り寄せてみましょう。</p> <p><b>2 取り寄せ可能な書類</b></p> <p>1) <small>こせきぜんぶじこうしょうめいしょ</small> 戸籍全部事項証明書・<small>こせきこじんじこうしょうめいしょ</small> 戸籍個人事項証明書・<small>こせきふひょう</small> 戸籍の附票 2) <small>みもとしょうめいしょ</small> 身元証明書 3) 住民票の写し等</p> <p><b>3 申請方法</b></p> <p>1) 市町村ホームページで申請方法を<small>けんさく</small>検索します。</p> <p>2) 市町村窓口で連絡し、<small>はっこうてすうりょう</small>発行手数料、<small>しんせいしょ</small>申請書の内容、本人確認書類のこと、申請先をあらかじめ確認します。</p> <p>3) 郵便局の窓口で役所で確認した<b>発行手数料</b>に相当する「<small>ていがくこがわせ</small>定額小為替」を購入します。</p> <p>3) <small>しんせいしょ</small>申請書・<small>へんしんようふうとう</small>返信用封筒に必要事項を記入します</p> <p>4) <small>おうしんようふうとう</small>往信用封筒に申請書、返信用封筒、「定額小為替」返信用の切手および本人確認できる書類（写）を入れて発送します。これで完了です。</p> <p><b>5) 名古屋市の場合の申請先</b> 住民票（写）・戸籍全部（個人）事項証明書・身元証明書の交付申請 〒456-8502 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 証明書交付センター 宛 電話 683-9532</p> <p><b>6) その他の市町村の申請先</b> 市町村のホームページや窓口でしっかり確認してから申請してください。特に申請先や手数料をしっかりとreal。</p>



郵便で取り寄せOK

<p>自分のこと 08-07</p>	<p>わたしは<sup>がいこくせき</sup>外国籍です。あと数ヶ月で施設をします。 在<sup>ざいりゅう</sup>留カードを持っていますが、<sup>こうしん</sup>更新手続きが必要です。</p>														
<p>ことがら</p>	<p>その内容</p>														
<p>外国人としての登録・管理</p> <p>どれくらい 外国人が日本 にいますか</p> <p>外国人は在留 の期間が決め られています</p>	<p>1 日本人は「<sup>こせきほう</sup>戸籍法」による<sup>こせきせいど</sup>戸籍制度で登録・管理されています。</p> <p>2 外国人は「<sup>しゅつにゅうこくかんり</sup>出入国管理及び<sup>なんみんにんていほう</sup>難民認定法」で登録・管理されています。</p> <table border="1" data-bbox="344 564 1433 1131"> <thead> <tr> <th>国籍</th> <th>関係する法律</th> <th>届出する所</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本国籍 の人</td> <td> <sup>こせきほう</sup>1. 戸籍法  <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup>2. 住民基本台帳法 </td> <td>市町村窓口</td> <td> <sup>こせきぜんぶじこうしょうめいしょ</sup>● 戸籍全部事項証明書  <sup>こせき ふひょう</sup>● 戸籍の附票  <sup>じゅうみんひょう</sup>● 住民票の写し </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国籍 の人</td> <td rowspan="2"> <sup>しゅつにゅうこくかんり</sup>1. 出入国管理 及び  <sup>なんみんにんていほう</sup>難民認定法  <sup>しゅつにゅうこくかんり</sup>2. 出入国管理に関する  <sup>とくれいほう</sup>特例法  <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup>3. 住民基本台帳法 </td> <td><sup>にゅうこくかんりきょく</sup>入国管理局 (地方)</td> <td> <sup>ざいりゅう</sup>● 在留カード </td> </tr> <tr> <td>市町村窓口</td> <td> <sup>とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ</sup>● 特別永住者証明書  <sup>じゅうみんひょう</sup>● 住民票の写し            1. 居住地が変わった時の届出            2. 住民票の交付申請等は市町村窓口で行います </td> </tr> </tbody> </table> <p>2023年末に<sup>ちゅうちようざいりゅうしゃ</sup>中長期在留者と<sup>とくべつえいじゅうしゃ</sup>特別永住者あわせて約341万人です。昨年と同じ時期に比べて約31万5千人増加し、過去最多となりました。</p> <p><b>国籍別では</b> 1 中国 2 ベトナム 3 韓国 4 フィリピン 5 ブラジル 6 ネパールの順</p> <p><b>都道府県別では</b> 1 東京都 2 愛知県 3 大阪府 4 神奈川県 5 埼玉県の順</p> <p><b>在留資格別では</b> 1 永住者 2 技能実習 3 技術・人文知識・国際業務 4 留学 5 特別永住者の順</p> <p>いろいろな事情で日本に住んでいる外国人がいます。<b>愛知県内には約31万人の外国人が暮らしています。</b>あなたもその中の一人ですね。</p> <p>1 おじいちゃんが外国籍で、ずっと外国籍の家族として日本国内で生まれて生活している子ども。</p> <p>2 最近、日本国内で生まれた外国籍の子ども。</p> <p>3 おじいちゃんたちが外国に渡り、その地で<sup>につけいさんせい</sup>日系三世として生まれ、その後に来日して生活している外国籍の子ども。 世界はグローバルな時代で、日本にもたくさんの外国籍の大人や子どもが生活しています。そして、その人たちは、身分や地位により、日本で生活できる期間が決められています。</p> <p>それを「<sup>ざいりゅうきかん</sup>在留期間」といいます。</p>	国籍	関係する法律	届出する所	証明書等	日本国籍 の人	<sup>こせきほう</sup> 1. 戸籍法 <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup> 2. 住民基本台帳法	市町村窓口	<sup>こせきぜんぶじこうしょうめいしょ</sup> ● 戸籍全部事項証明書 <sup>こせき ふひょう</sup> ● 戸籍の附票 <sup>じゅうみんひょう</sup> ● 住民票の写し	外国籍 の人	<sup>しゅつにゅうこくかんり</sup> 1. 出入国管理 及び <sup>なんみんにんていほう</sup> 難民認定法 <sup>しゅつにゅうこくかんり</sup> 2. 出入国管理に関する <sup>とくれいほう</sup> 特例法 <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup> 3. 住民基本台帳法	<sup>にゅうこくかんりきょく</sup> 入国管理局 (地方)	<sup>ざいりゅう</sup> ● 在留カード	市町村窓口	<sup>とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ</sup> ● 特別永住者証明書 <sup>じゅうみんひょう</sup> ● 住民票の写し 1. 居住地が変わった時の届出 2. 住民票の交付申請等は市町村窓口で行います
国籍	関係する法律	届出する所	証明書等												
日本国籍 の人	<sup>こせきほう</sup> 1. 戸籍法 <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup> 2. 住民基本台帳法	市町村窓口	<sup>こせきぜんぶじこうしょうめいしょ</sup> ● 戸籍全部事項証明書 <sup>こせき ふひょう</sup> ● 戸籍の附票 <sup>じゅうみんひょう</sup> ● 住民票の写し												
外国籍 の人	<sup>しゅつにゅうこくかんり</sup> 1. 出入国管理 及び <sup>なんみんにんていほう</sup> 難民認定法 <sup>しゅつにゅうこくかんり</sup> 2. 出入国管理に関する <sup>とくれいほう</sup> 特例法 <sup>じゅうみんきほんだいちょうほう</sup> 3. 住民基本台帳法	<sup>にゅうこくかんりきょく</sup> 入国管理局 (地方)	<sup>ざいりゅう</sup> ● 在留カード												
		市町村窓口	<sup>とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ</sup> ● 特別永住者証明書 <sup>じゅうみんひょう</sup> ● 住民票の写し 1. 居住地が変わった時の届出 2. 住民票の交付申請等は市町村窓口で行います												

在留資格	どんな人たち	在留期間
えいじゆうしゃ <b>永住者</b>	●法務大臣が永住を認めた人。 ●昭和20年以前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約（昭和27年）により日本国籍を失った後も、日本に住んでいる台湾、朝鮮半島出身者とその子孫（特別永住者）	制限はありません
<b>永住者の配偶者等</b>	●永住者等と結婚している人および永住者の子として日本国内で生まれそのまま日本にいる人	5年、3年 1年、6ヶ月
<b>日本人の配偶者等</b>	●日本人と結婚している人および日本人の子どもとして出生した人 （例）日本人と結婚している人、その子ども、特別養子	5年、3年 1年、6ヶ月
<b>定住者</b>	●法務大臣が在留期間を指定して居住を認めた人 （例）第三国定住難民、日系3世（ブラジル等）、中国残留邦人等	5年、3年 1年、6ヶ月

具体的な  
在留期間

在留期間の  
更新等手続き

### 1 在留期間更新許可申請

あなたは16歳の時に写真つきの「在留カード」を作っていますが、その在留カードに、あなたの資格に応じた在留期間が表示されています。期限の切れる前に更新手続きが必要です。

更新は下記の場所で行います

名古屋出入国在留管理局（名古屋市内に住んでいる人）

電話 0570-052259

住所 名古屋市港区正保町5-18

交通 あおなみ線 「名古屋競馬場前」駅下車 徒歩1分

注意 更新の2～3ヶ月前に事前連絡し必要な事柄を確認してください

### 2 特別永住者証明書の更新

特別永住者は在留期間の更新は必要ありませんが

7年ごとに「特別永住者証明書」の更新が必要です。

更新は住んでいる市町村の窓口で行います。

### 3 在留カードの紛失・盗難・破損などがあったとき

外国人 在留総合インフォメーションセンター 電話 0570-013904

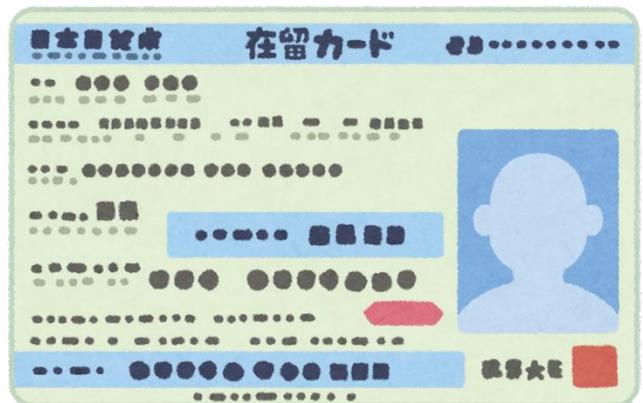
ただちに、連絡して手続きを確認してください。

以前、街中で在留カードを拾ったことがあります。失くした人は大慌てだったでしょう。とても困ります。

在留カードに書かれた内容	<p>「<sup>ざいりゅう</sup>在留カード」や「<sup>とくべつえいじゅうしゃしやうめいしょ</sup>特別永住者証明書」に書かれていること</p> <p>1) 名前 2) 生年月日 3) 国籍 4) 住居地 5) 在留資格</p> <p>6) <sup>しゅうろうせいげん うむ</sup>就労制限の有無 7) <sup>ざいりゅうきかん</sup>在留期間 8) カード有効期間</p>
在留カードの携帯義務	<p>日本に在留する外国人には「<sup>けいたい</sup>在留カード」の携帯が<sup>ぎむ</sup>義務つけられています。</p> <p>公的機関から<sup>ていじようきゆう</sup>提示要求があった場合は提示しなければなりません。</p> <p>「<sup>けいたい</sup>特別永住者証明書」の携帯義務はありません（長い間日本に住んでいるためです）</p>
外国人としての福祉や権利	<p>日本人と同じ<sup>しゃかいほしょうせいど</sup>社会保障制度が利用できます。</p> <p><sup>いりようほけん ねんきんほけん</sup>医療保険、<sup>ねんきんほけん</sup>年金保険等に参加できますし<sup>せいかつほご</sup>生活保護を受給することもできます。</p> <p>ただし<sup>さんせいけん</sup>参政権はありませんので、何年日本に住んでいても国や地方自治体の選挙の<sup>とうひょう りっこうほ</sup>投票や立候補はできません。</p>
その他	<p>在留期間を超えているのに更新等をしていない場合は<sup>ふほうたいざい</sup>不法滞在となり、強制的に<sup>こくがいたいきよ</sup>国外退去させられるほか、<sup>ばっそく</sup>罰則が有りますので更新は忘れずにしてください。</p>

特別永住者証明書

在留カード



カードを持っている人たちには  
 それぞれに「<sup>れきし</sup>国と国との歴史」や  
 「<sup>せいかつし</sup>家族としての長い生活史」があります。  
 あなたも少し勉強してみるのもいいですね。





自分のこと  
08-09

わたしは「<sup>あいごてちょう</sup>愛護手帳」を持っています。  
福祉を利用するための大事な書類だと聞いていますが  
ピンときません。内容を教えてください。

手帳の種類	どんな人が持っているのか
しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	きのう 体の機能に障がいがあり日常生活に支援が必要な人
あいごてちょう 愛護手帳	きのう 知的機能に障がいがあり日常生活に支援が必要な人
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	精神的な病気があり日常生活に支援が必要な人

手帳の  
意味

しょうがいしゃてちょう  
障害者手帳は、単にその人の <sup>しんたいてき</sup>①身体的 <sup>ちてき</sup>②知的 <sup>せいしんてき</sup>③精神的 な能力・状態 <sup>のうりよく</sup>を判定するためのものではありません。  
手帳を持つ人が「**社会の中でその人らしく生活するために**」どんなサービスが必要か、どんなお手伝いができるか等社会のみんなで考えるためにあります。

愛護手帳に  
ついて

1 全国的には「<sup>りょういくてちょう</sup>療育手帳」と呼ばれていますが、  
名古屋市では「<sup>あいごてちょう</sup>愛護手帳」といいます。  
人はだれでも「<sup>とくい</sup>得意なこと」「<sup>にがて</sup>苦手なこと」「<sup>がんだ</sup>できること」「<sup>がんだ</sup>できないこと」があります。どんなに頑張っても「<sup>がんだ</sup>計算が苦手」「<sup>がんだ</sup>新聞やむずかしい本が理解できない」「<sup>がんだ</sup>仕事で言われることがわからない」といったことがあると生活するときや会社で働く上で支障があり、とても困ることになります。  
そのことを<sup>ちてき</sup>知的に <sup>しょうがい</sup>障害があるといい、愛護手帳はそれらの人が持つ手帳です。

<sup>あいごてちょう</sup>愛護手帳があると、あなたの<sup>とくせい</sup>特性を周りの人に理解してもらえます。  
また、生活や仕事でできないところを協力してもらい易くなります。



2 愛護手帳があるとこんなサービスが受けられます

生活	1 外出するときにヘルパーさんに付き添ってもらえます。 2 ヘルパーさんに掃除や料理を協力してもらえます。 3 航空運賃の割引があります。 4 名古屋市に住んでいる人は「 <sup>ふくしとくべつじょうしゃけん</sup> 福祉特別乗車券」がもらえます。 5 名古屋市に住んでいる人は「 <sup>しりつこうきょうしせつ</sup> 市立公共施設」が無料で入場できます。
住まい	1 グループホームで生活することができます。
お金	1 お金の使い方や管理について協力してもらえます。 2 市県民税などが安くなります。
お仕事	1 会社の仕事が上手くできるよう支援してもらえます。 2 ハローワークの窓口では専門の人からていねいな相談が受けられます。

### 3 サービスを受けたい（協力してほしいと思った時）場合

だまっけては、せつかくのサービスが使えませぬ。

生活や仕事で困ったことがあったら、ぜひ相談してください。

そのサービスは「**障害者総合支援法**」に基づいたもので、区役所の窓口によくわかる「パンフレット」があります。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人も同様です。

困る前にぜひ内容を確認しましょう。



#### 1) 相談先

●各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

●各区にある「**障害者基幹相談支援センター**」

センターは障害のある方の身近な相談窓口で、地域で生活の自立と社会参加のお手伝いをするところだす。

### 4 手帳の更新（再判定）について

5年ごとにおこないます。名古屋市においては更新時期の2～3ヶ月前に下記のところに相談してください。

1) 各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

2) **名古屋市知的障害者更生相談所**（サンハート）

名古屋市熱田区千代田町 20-26 電話 052-678-3810

### 5 その他の場合 → 各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

1) 再交付の申請 手帳を紛失したり、破れてしまったりした場合

2) 名前が変わった場合（結婚したとき）

3) 住所が変わった場合（市内・市外）

### 6 とても大切なものです

手帳は「**個人情報**」です。役所などで「**身分証明**」にも使えます。

とても大事なものです。しっかり保管してください。

